

第17回宇宙開発委員会（定例会議）議事次第

1. 日 時 昭和47年12月27日(水)
 午後2時～2時半
2. 場 所 宇宙開発委員会会議室
3. 議事次第
 - (1) 開会
 - (2) 新委員長あいさつおよび宇宙開発委員会
委員長代理の指名
 - (3) 政務次官あいさつ
 - (4) 第16回宇宙開発委員会（定例会議）
議事要旨の確認
 - (5) 宇宙開発用輸入物品の関税免除について
 - (6) 閉会
4. 資 料
 - 委16-1 第16回宇宙開発委員会（定例会議）議事要旨
 - 委16-2 宇宙開発用輸入物品の関税免除について

第16回宇宙開発委員会（定例会議）議事要旨

1. 日 時 昭和47年12月20日の
午後2時～4時
2. 場 所 宇宙開発委員会会議室
3. 議 題 (1) 昭和47年度1～2月期ロケット打上げ
実験計画について
(2) 直接放送衛星条約について

4. 資 料

- 委16-1 前回議事要旨
委16-2 昭和47年度冬期ロケット打上げ実験計画
一覧表
委16-3 SESノート№397～402
委16-4 第7回ロケット打上げ実験計画書
委16-5 打上げ実験用ロケットノート№7
委16-6 直接放送衛星条約について

5. 出席者

宇宙開発委員会委員

"

"

"

説明者

東京大学教授

" 助教授

宇宙開発事業団副理事長

" 打上管制部長

山 県 昌 夫

網 島 毅

吉 識 雅 夫

八 藤 東 福

野 村 民 也

秋 葉 録 二 郎

松 浦 陽 恵 博

榊

関係省庁職員等

科学技術庁研究調整局宇宙開発参事官

" " 宇宙開発課長

文部省大学学術局審議官

通商産業省工業技術院総務部長

気象庁総務部長

郵政省電波監理局審議官

東京大学宇宙航空研究所

事務局

科学技術庁研究調整局宇宙企画課長

山 野 正 登

野 口 節

笠 木 三 郎

(代理：鈴木)

塚 本 保 雄

石 原 明

(代理：高谷)

高 田 静 雄

(代理：林)

高 瀬

松 元 守 他

6. 議事要旨

(1) 前回議事要旨について

第15回宇宙開発委員会（定例会議）議事要旨案が一部訂正の上承認された。

(2) 昭和47年度1～2月期ロケット打上げ実験計画について

次の説明および質疑の後、計画が了承された。

(イ) 東京大学宇宙航空研究所

東京大学宇宙航空研究所野村民也教授および秋葉録二郎助教授から昭和47年度第2次観測ロケット実験計画について説明が行われた。

(ロ) 宇宙開発事業団

宇宙開発事業団松浦陽恵副理事長および榊博打上管制部長から第7回ロケット打上げ実験計画について説明が行な

われたのち、以下の質疑応答が行なわれた。

細島：MT-135-プロケットの打上げを2度行なう意味は何か。

松浦：一定間隔を置いた種子島の気象の変化を観測し、将来のプロケット打上げ時に必要な気象データを得るためである。

(3) 直接放送衛星条約について

事務局からソ連提案の直接放送衛星条約の概要およびこれに関する国連における審議経過について説明が行なわれたのち、以下の質疑応答が行なわれた。

山県：ある国の国内向け放送がたまたま他国へ洩れてしまった場合はどうなるか。

八藤：特定の国に対し、意識的に衛星による直接放送が行なわれた場合、防ぐ手段がないため、その救済措置として提案された条約であろう。従つて通常の国内放送がある程度洩れるのは止むを得ないのではないか。

米国としては、「報道の自由」という建前からも反対のようである。一方、米国以外では、この条約案は、共産圏ばかりでなく、発展途上国からも歓迎されているようである。

細島：この条約では、国際放送を行なうものは国の管理下にあるものに限定されているが、特に民放等における報道の自由と抵触するといった問題はないか。

八藤：今後の検討事項ではあるが大きな問題であろう。

宇宙開発用輸入物品の関税免除について

昭和47年12月27日

1. 現状

宇宙開発用物品については、現在宇宙開発事業団が関税率法第15条第1項第1号による学術用途免税に適用されているが、この制度では同事業団に設置される設備については免税になるが、ロケット人工衛星等メーカーに一旦入れ、加工・組立・調整を行なった後に事業団に納入されるものは原則的に免税としない。

このため同事業団が輸入する物品に対し47年度以降次のような関税負担がかかると推定される。(単位:百万円)

	輸入額	関税額
47年度	1.765	261
48 "	7.056	653
49 "	7.081	738
50 "	4.204	398
計	20.107	2,051

注 学術免税が適用できるものは関税額0として計算してある。

又、47年度予算では関税分は認められておらず、48年度予算でも関税分を要求しているが認められる公算は極めて少ない。

2. 折衝経緯

前記の事情に鑑み48年度予算要求の段階で大蔵省関税局に対し、現在の関税暫定措置法第4条(原子力研究用物品等の免税)及び第5条(航空機及びその部分品等の免税)に準じて、「宇宙開発用物品の免税」制度を新設するよう要求した。

その後関税局と事務的な折衝が続けてきたが、このほど12月26日の関税率審議会第2回調査部会において議題としてとり上げられたので、48年1月12日に予定されている関税率審議会総会において了承される見通しである。

なお、関税暫定措置法の改正、同施行令の改正等の作業は、48年4月頃迄に行なわれる予定である。

3. 制度の主旨は次のとおりである。

「人工衛星並びに人工衛星打上げ用ロケット等、宇宙開発に用いられる物品であつて、わが国で製作することが困難な物品について新たな関税免除制度を創設し、適用期限を昭和50年3月31日までとする。」

なお具体的な内容についてはこれからの関税暫定措置法、同施行令の改正の段階で決定されることとなる。

関税定率法

(明四三・四法五四)
 最終改正 昭四六・三法二六

改正(昭二八以前省略)

昭二九・三法 四二

(全文改正)

同三〇・三同 八

同三〇・六同 三六

同三〇・七同 一〇

同三〇・八同 一五〇

同三一・三同 五七

同三一・三同 五八

同三一・五同 八八

同三一・六同 一五七

同三一・三同 三九

同三一・三同 四〇

同三一・五同 一八

同三一・三同 四二

同三四・三同 五六

同四五・四法三一

第十五条 左の各号に掲げる貨物で輸入され、その輸入の許可の日から二年以内に当該各号に掲げる用途以外の用途に供されないものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

一 国、公共企業体(公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第一項第一号(定義)に掲げる公共企業体をいう。以下同じ。)

若しくは地方公共団体が経営する学校、博物館、物品陳列所、研究所、試験所その他これらに類する施設又は国、公共企業体及び地方公共団体以外の者が経営するこれらの施設のうち政令で定めるものに陳列する標本若しくは参考品又はこれらの施設において使用する学術研究用品(新規の発明に係るもの、又は本邦において製作すること困難と認められるものに限る。)

若しくは教育用のフィルム(撮影済みのものに限る。)、スライド、レコード、テープ(録音済みのものに限る。)

その他これらに類する物品

二 学術研究又は教育のため前号に掲げる施設に寄贈された物品

三 慈善又は救済のために寄贈された給与品及び

び救護施設又は養老施設その他の社会福祉事業を行う施設に寄贈された物品で給与品以外のもののうちこれらの施設において直接社会福祉の用に供するものと認められるもの

三の二 前二号に該当するものを除き、国際親善のため、国又は地方公共団体にその用に供するものとして寄贈される物品

四 儀式又は礼拝の用に直接供するため宗教団体に寄贈された物品で大蔵省令で定めるもの

五 赤十字国際機関又は外国赤十字社から日本赤十字社に寄贈された機械及び器具で、日本赤十字社が直接医療用に使用するものと認められるもの

五の二 国際博覧会等において使用するため国際博覧会等への参加者が輸入する次に掲げる物品。ただし、国際博覧会等の開催の期間及び規模、物品の種類及び価格その他の事情を勘案して相当と認められるものに限る。

イ 第十四条第三号の三に掲げるものを除き、国際博覧会等への参加者が、当該国際博覧会等の会場において観覧者に無償で提供するカタログ、パンフレット、ポスターその他これらに類するもの

ロ 国際博覧会等への参加者が、当該国際博覧会等の会場において観覧者に無償で提供する国際博覧会等の記念品及び展示物品の見本品

ハ 国際博覧会等(政令で定めるものに限る。)

の施設の建設、維持若しくは撤去又はその運営のために国際博覧会等の会場において消費される物品のうち政令で定めるもの

六 前除

七 前除

八 航空機の発着又は航行を安全にするため使用する

る機械及び器具並びにこれらの部分品で政令で指定するもの

九 本邦に住所を移転するため本邦に入国する者がその入国の際に輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する自動車、船舶、航空機その他政令で指定する物品で当該入国者又はその家族の個人的な使用に供するもの。但し、その入国前一年以上これらの者が使用したものに限り。

2 前項各号の規定により関税の免除を受けた貨物がその輸入の許可の日から二年以内に当該各号に掲げる用途以外の用途に供され、又は当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡された場合においては、当該用途以外の用途に供し、又は当該譲渡をした者から、同項の規定により免除を受けた関税を直ちに徴収する。但し、変質、損傷その他やむを得ない事由に因り当該各号に掲げる用途以外の用途に供する場合においては、第十条第一項の規定に準じてその関税を軽減することができる。

(昭二九法四二・全改、昭三三法三九・昭三九法三一・昭四〇法三〇・昭四二法一一・昭四四法七二部改正)

※ 私立の施設の指定等(令一七一九・九、(私立の施設指定告示)、寄贈物品の免税申請(令二〇)、儀式礼拝用具(規則五)、見本市(令二〇の二)、(見本市団体指定告示)、航空機の発着安全機械等(令三二二四)(規則六)引越自動車等の免税申請(令三五)用途外使用(令二六)、関税の徴収(関法六の二一二)

(外資用貨物等の免税)

第十六条 左の各号に掲げる貨物で輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

第十七条 左の各号に掲げる貨物で輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

